稲美町高齢者保健福祉サービス

あんしん

～自立生活の支援のために～

《令和５年９月　稲美町健康福祉部健康福祉課》

目次

Ⅰ 高齢者を支援する相談窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －1－
□ 稲美町地域包括支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －1－
□ 在宅介護支援センター稲美苑 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －1－
□ 高齢者への情報提供窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －1－
Ⅱ 生活支援サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －2－
□「食」の自立支援事業（配食サービス） ・・・・・・・・・・・・・ －2－
□ 老人性白内障眼内レンズ等費用助成 ・・・・・・・・・・・・・・・ －2－
□ 寝具洗濯サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －3－
□ 訪問理美容サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －4－
□ 生活管理指導ショートステイ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －4－
□ 養護老人ホーム入所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －5－
□ はり・きゅう・マッサージ施術費助成 ・・・・・・・・・・・・・・ －5－
□ 高齢者優待利用券（バス・タクシー券）交付 ・・・・・・・・・ －6－
□ 住宅改造助成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －7－
□ 高齢者補聴器購入費助成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －8－
□ 兵庫ゆずりあい駐車場制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －9－
□ ヘルプカード・ヘルプマーク ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －9－
Ⅲ 家族介護者支援サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －10－
□ 家庭介護教室 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －10－
□ 家族介護用品給付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －10－
□ 在宅高齢者介護手当 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －10－
Ⅳ ひとり暮らし高齢者支援サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・ －11－
□ あんしんボタン（緊急通報システム） ・・・・・・・・・・・・・ －11－
Ⅴ 介護予防サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －12－
□ いきいき広場 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －12－
□ いきいきミニ広場 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －12－

□ いきいきサロン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －13－
□ 外出支援サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －13－
□ 介護ボランティアポイント事業・・・・・・・・・・・・・・・・・ －14－
□ いなみ健康ポイント事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －15－
Ⅵ　保健サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －16－
□ 訪問指導・健康相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －16－
□ 高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種助成－ 16－
Ⅶ　認知症支援サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －17－
□ 認知症相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －17－
□ もの忘れ健診　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －17－
□ 認知症高齢者等ＳＯＳネットワーク・・・・・・・・・・・・・・ －18－
□ 認知症高齢者等個人賠償責任保険・・・・・・・・・・・・・・・ －18－
□ 東播認知症教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －19－
□ 徘徊高齢者家族支援サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・ －19－
□ 成年後見制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －20－

☎問合先一覧

稲美町健康福祉課

○高齢福祉係・・・・・・・・（☎492-9137　FAX492-8030）

○健康推進係・・・・・・・・（☎492-9138　FAX492-8030）

○介護保険係・・・・・・・・（☎492-9139　FAX492-6768）

○稲美町地域包括支援センター（☎492-9150　FAX492-6768）

稲美町地域福祉課

○障がい福祉係・・・・・・・（☎492-9136　FAX492-8030）

稲美町社会福祉協議会・・・・（☎492-8668　FAX492-9170）

Ⅰ　高齢者を支援する相談窓口

□ 稲美町地域包括支援センター

地域にあるさまざまな医療機関、福祉機関、介護サービス事業所や住民団体などと協力し、高齢者の生活を包括的に支えていくための相談窓口です。

高齢者や家族、地域の人からの福祉や介護、介護予防等の相談、対応支援を行います。また、関係機関との連絡調整やネットワークづくり、介護サービス事業者の資質向上を行います。

△ 場　　所

稲美町役場　いきがい創造センター内

△ 相談内容

・高齢者の医療、福祉、介護の相談
・高齢者の介護予防相談
・高齢者の暮らしに関する相談
・高齢者の虐待防止、権利擁護の相談

△ 問 合 先

稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）

□ 在宅介護支援センター稲美苑

在宅の高齢者やその家族を対象に在宅介護等に関する総合的な相談に応じます。

△ 場　　所

特別養護老人ホーム　稲美苑内

△ 相談内容

・在宅での介護方法についての相談
・介護機器及び住宅改造に関する相談
・生活支援に関する相談

△ 問 合 先

在宅介護支援センター稲美苑（☎492-7602）

□ 高齢者への情報提供窓口

シニアクラブなどの地域活動、ボランティア、介護予防など、高齢者の能力を発揮できる場の情報を提供します。

△ 問 合 先

総合福祉会館　（☎492-4479）

Ⅱ 生活支援サービス

□「食」の自立支援事業（配食サービス）

高齢者等の食生活の自立を支えるために、虚弱等により調理が困難な高齢者宅に栄養バランスのとれた食事（昼食）を届けるとともに安否確認を行います。

△ 対 象 者

町民税非課税世帯に属する、食生活の自立支援が必要な人で、下記のいずれかに該当する人

①65歳以上の単身世帯

②65歳以上の人のみの世帯

③身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A判定を受けている単身世帯

④身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A判定を受けている人のみの世帯

⑤身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A判定を受けている人と65歳以上の人のみの世帯

△ 利 用 料（１食あたり）

普通食　　345 円

減塩・糖尿食　395 円

△ 実 施 日

月曜日～土曜日（日曜日、年末・年始は休み）

△ 問 合 先

高齢福祉係（☎492-9137）

□ 老人性白内障眼内レンズ等費用助成

老人性白内障手術の際に必要とする眼内レンズや特殊眼鏡、コンタクトレンズの購入費用を助成します。

△ 対 象 者

町内に１年以上居住している65 歳以上の人

（所得や他法令による制限があります。）

△ 問 合 先

高齢福祉係（☎492-9137）

□ 寝具洗濯サービス

寝具類の衛生管理が困難な高齢者宅の寝具を回収し、丸洗い及び乾燥を行います。

△ 対 象 者

町民税非課税世帯に属する、寝具類の衛生管理が困難な人で、下記のいずれかに該当する人

①65 歳以上の単身世帯

②65 歳以上の人のみの世帯

③身体障害者手帳 1、2 級又は療育手帳Ａ判定を受けている単身世帯

④身体障害者手帳 1、2 級又は療育手帳Ａ判定を受けている人のみの世帯

⑤身体障害者手帳 1、2 級又は療育手帳Ａ判定を受けている人と 65 歳以上の人のみの世帯

△ 実 施 月

６月、10 月及び希望する月（年３回が限度）

△ 利 用 料

１枚あたり

種別	利用料
敷布団	340 円
掛布団	340 円
肌掛布団	190 円
毛布	190 円

※１回の利用につき、掛布団または肌掛布団、敷布団及び毛布の各１枚を限度とします。

△ 実 施 先

稲美町社会福祉協議会　（☎492-8668）

△ 問 合 先

高齢福祉係（☎492-9137）

□ 訪問理美容サービス

寝たきりなどで理容院や美容院へ出向くことが困難な高齢者や重度障がい者の居宅に理美容師が訪問し、理美容サービスを行います。

△ 対 象 者

外出が困難で、下記のいずれかに該当する人

①65 歳以上の単身世帯

②65 歳以上の人のみの世帯

③身体障害者手帳 1、2 級又は療育手帳 A 判定を受けている単身世帯

④身体障害者手帳 1、2 級又は療育手帳 A 判定を受けている人のみの世帯

⑤身体障害者手帳 1、2 級又は療育手帳 A 判定を受けている人と 65 歳以上の人のみの世帯

△ 利 用 料

○カット ・・ 2,000 円

○丸刈り ・・ 1,000 円

○シャンプー 1,000 円

○顔そり ・・・ 500 円より

※理美容師の出張に関する費用を町が負担します。

△ 問 合 先

高齢福祉係（☎492-9137）

□ 生活管理指導ショートステイ

要介護状態への進行を予防するため、老人ホームなどで短期間の宿泊をすることにより日常生活に対する指導及び支援を行います。

△ 対 象 者

おおむね 60 歳以上の高齢者で、介護保険制度で『非該当』と判定された日常生活に対する指導及び支援の必要な人

△ 利 用 料

①食事、入浴、洗濯等の原材料費：1,000 円（日額）

②宿泊に要する費用（5,000 円）の 1 割：500 円（日額）

△ 問 合 先

高齢福祉係（☎492-9137）

□ 養護老人ホーム入所

日常生活をおくるのに支援が必要になり、事情により家庭での生活が困難になった人はご相談ください。

△ 対 象 者

おおむね 65 歳以上で、環境上の理由及び経済的な理由により、家庭での生活が困難な人

※家族状況、所得状況などに制限があります。

△ 施　　設

養護老人ホーム

△ 問 合 先

高齢福祉係（☎492-9137）

□ はり・きゅう・マッサージ施術費助成

「はり・きゅう・マッサージ利用券」を申請により交付します。

※郵送でも申請を受け付けています。

△ 対 象 者

65 歳以上の人（利用券の有効期間：４月１日～翌３月 31 日）

△ 申請に必要なもの

・本人確認書類（健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど）

・印かん（本人が署名できる場合は不要）

・代理人の本人確認書類（代理人が申請する場合）

※代理人が申請する場合は、利用券は対象者のご自宅に郵送します。

△ 利用券の種類・交付枚数

1 枚 1,000 円の利用券を年間 12 枚

（利用は町と契約している施術所に限る）

※各種保険診療による施術（保険証を使った施術）の場合は利用できません。

△ 問 合 先

高齢福祉係（☎492-9137）

□ 高齢者優待利用券（バス・タクシー券）交付

高齢者の生活行動範囲の拡大と社会参加を支援するため、「バス・タクシー券」を申請により交付します。

※郵送でも申請を受け付けています。

※重度障がい者（児）福祉タクシー利用券と重複して交付できません。

△ 対 象 者

居宅において、外出時にバス・タクシーの利用を必要とする人のうち、下記のいずれかに該当する人

① 65 歳以上 75 歳未満で、令和４年度分の町民税非課税世帯に属する人
（利用券の有効期間：４月１日～翌３月 31 日）

② 75 歳以上の人
（利用券の有効期間：８月１日～翌３月 31 日）

△ 申請に必要なもの

・本人確認書類（健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど）
・印かん（本人が署名できる場合は不要）
・代理人の本人確認書類（代理人が申請する場合）
※代理人が申請する場合は、利用券は対象者のご自宅に郵送します。

△ 利用券の種類・交付枚(冊)数

※申請する月によってお渡しできる枚(冊)数が異なります。

〇バス券・・・・１カ月につき１冊（1,320 円分相当）の回数乗車券
（利用は稲美町発着の神姫バスに限る）

〇タクシー券・・１カ月につき 660 円×４枚（2,640 円）
（利用は町と契約しているタクシー会社に限る）

△ 問 合 先

高齢福祉係（☎492-9137）

□ 住宅改造助成

日常生活に介護を要する高齢者及び心身障がい者が、安心して健やかな生活がおくれるように、住宅の改造等に係る経費を助成します。

※工事完了後の助成はできません。必ず工事開始前にご相談ください。

△ 対 象 者

下記のいずれかに該当する人

①介護保険制度の要介護認定又は要支援認定を受けた人

②身体障害者手帳の交付を受けた人

③療育手帳の交付を受けた人

△ 対象箇所

浴室、洗面所、トイレ、玄関など

※身体の負担を軽減する直接的な工事経費のみが助成対象になります。

△ 助 成 率

世帯の所得により、助成対象経費の１/3～3/3 を助成（上限 100 万円）

※所得制限により助成が受けられない場合があります。

△ 問 合 先

高齢福祉係（☎492-9137）

※原則として、介護保険制度等の住宅改修助成と併用する必要があります。

併用する制度については、下記までお問い合わせください。

対象者①：介護保険係（☎492-9139）

対象者②、③：地域福祉課　障がい福祉係（☎492-9136）

□ 高齢者補聴器購入費助成

聴力の低下により日常生活に支障がある高齢者に、補聴器の購入費用の一部を助成します。

※補聴器購入後の助成はできません。必ず購入前にご相談ください。

△ 対 象 者

下記の①から④すべてに該当する人

①65 歳以上の人

②聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない人

③耳鼻咽喉科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明【医師意見書（町指定様式）】を受けた人　※中等度難聴程度

④過去に助成金を受けたことがない人

△ 助成内容

３万円を上限として、１人１回限り助成します。

・助成対象は、医療機器としての補聴器本体と付属品（集音器は対象外）

・両耳、片耳問わず上限は３万円

・受診・検査費用や文書料、送料等は自己負担

・故障、修理、メンテナンスなどは助成対象外

※申請前に購入された補聴器は助成対象外です。

△ 問 合 先

高齢福祉係（☎492-9137）

□ 兵庫ゆずりあい駐車場制度

歩行が困難な方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付する制度です。

△ 対 象 者

障がい者や、要介護認定を受けた高齢者など、歩行が困難な人

△ 内　　容

歩行が困難な人のための駐車スペースに駐車する際に掲示する利用証を発行します。

※駐車できることを保障するものではありません

△ 問 合 先

地域福祉課　障がい福祉係（☎492-9136）

□ ヘルプカード・ヘルプマーク

周囲の人に配慮や支援が必要であると知らせるヘルプカード・ヘルプマーク（ストラップ）を配付します。

△ 対 象 者

障がい者や高齢者など、周囲の人の支援や配慮が必要な人

△ 内　　容

ヘルプカード・ヘルプマーク（ストラップ）は、援助や配慮が必要なことが外見からはわからない人が、災害時や日常生活の中で困ったとき、周囲の人に配慮や支援が必要であると知らせるものです。

地域福祉課窓口で交付しています。また、ヘルプカードは稲美町ホームページから、ご家庭でも印刷できます。

△ 問 合 先

地域福祉課　障がい福祉係（☎492-9136）

Ⅲ 家族介護者支援サービス

□ 家庭介護教室

家庭介護についての知識と技術をお互い高めあえるように、教室を開いています。（高齢者の介護をしている人、これから介護をする人、介護に関心がある人など、どなたでも参加できます。）

△ 問 合 先

稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）

□ 家族介護用品給付

在宅で寝たきりの高齢者を介護している家族に対し、介護用品を給付します。

△ 対 象 者

要介護４又は５で、町民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している町民税非課税世帯の家族

△ 内　　容

紙おむつ、尿とりパッド等（１ヶ月につき約 9,000 円分）

△ 問 合 先

高齢福祉係（☎492-9137）

□ 在宅高齢者介護手当

在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護している家族の精神的、経済的負担を軽減するために介護手当を支給します。

△ 対 象 者

６５歳以上で、居宅において６ヶ月以上寝たきり又は認知症の状態で常時介護が必要と認められた人のうち、介護保険制度の要介護３から５までに該当する高齢者を主に介護している人

△ 手 当 額

月額 12,000 円

△ 支 給 月

５月、８月、11 月、２月に前月までの３ヶ月分を支給

△ 問 合 先

高齢福祉係（☎492-9137）

Ⅳ　ひとり暮らし高齢者支援サービス

□ あんしんボタン（緊急通報システム）

高齢者が急病や事故など万一のときに、装置本体やペンダントのボタンを押すだけで、ご近所の協力員などに助けを求めることができるシステムです。自宅に電話回線のない人でも使用できます。また、有料でみまもりセンサーを設置できます。

※申請の際、原則３人の近隣協力者と民生委員の確認が必要です。

△ 対 象 者

下記のいずれかに該当する人

①65 歳以上のひとり暮らし高齢者

②高齢者夫婦又は高齢者世帯（介護保険制度の要介護３以上の認定を受けた高齢者がいる世帯に限ります）

△ 内　　容

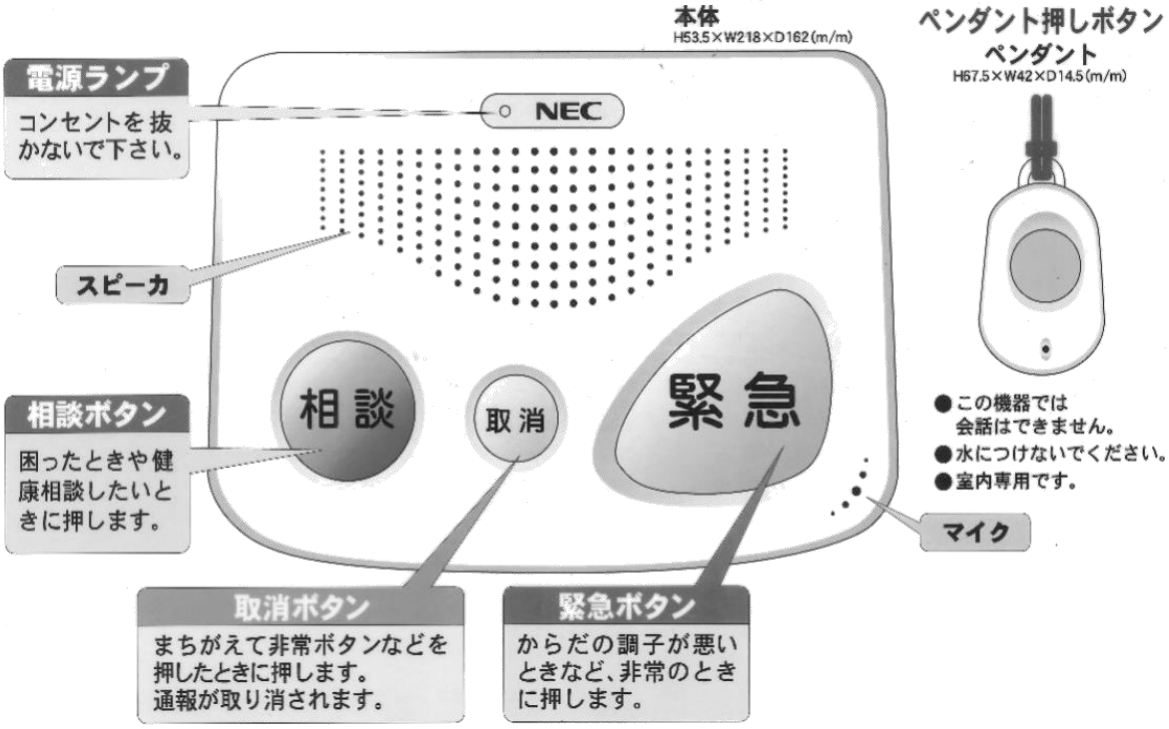

△ 費用負担

初期費用：世帯収入に応じて費用負担があります

（所得税非課税世帯は無料）

月々の使用料：無料（町が月額 1,870 円、携帯型は 2,420 円を負担）

△ 問 合 先

高齢福祉係（☎492-9137）

Ⅴ　介護予防サービス

□ いきいき広場

遠くへの外出が困難な高齢者、普段家族以外と話す機会が少ない高齢者等が自治会集会所等で地域の人とふれ合うことにより介護予防を図ります。

△ 対 象 者

やや虚弱又は閉じこもりがちな高齢者

△ 内　　容

茶話会が中心で、昼食をはさんで楽しく過ごします。

△ 回数･時間

週１回　10 時から 15 時（新型コロナウイルスの影響で変更有り）

△ 費　　用

昼食代（実費相当）

△ 実施箇所

23 自治会

△ 問 合 先

稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）

□ いきいきミニ広場

高齢者が自発的に自治会集会所等で集い、他者と交流しともに活動をすることで介護予防を図ります。

△ 対 象 者

おおむね 65 歳以上の高齢者

△ 内　　容

おもりを用いた体操

△ 回数･時間

週１回　１時間程度

△ 実施箇所

14 自治会

△ 問 合 先

稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）

□ いきいきサロン

地域の高齢者のふれあい・仲間づくりを自治会集会所等でシニアクラブを中心に行っています。また、介護予防の健康教育も実施します。

△ 対 象 者

おおむね65歳以上の高齢者

△ 内　　容

スポーツや体操、レクリエーション活動、健康教育など

△ 回数･時間

月１回　9時30分から11時30分

△ 実施箇所

57自治会

△ 問 合 先

稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）

稲美町社会福祉協議会（☎492-8668）

□ 外出支援サービス

「いきいきサロン」に参加する際に、自宅から会場まで送迎用車両で送迎します。

△ 対 象 者

「いきいきサロン」に参加している人のうち、一般の公共交通機関を利用することが困難な人

△ 利 用 料

無料

△ 実 施 先

稲美町社会福祉協議会（☎492-8668）

△ 問 合 先

高齢福祉係（☎492-9137）

□ 介護ボランティアポイント事業

ボランティア活動を支援し、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、自身や地域の介護予防につなげます。

△ 対 象 者

65 歳以上の人
（介護保険の要介護度 1～5 の認定を受けている人などは除きます）

△ 事業内容

町が指定する社会福祉法人などの施設（受入施設）でボランティア活動を行った場合に、その実績に応じてポイントを付与します。ポイントに応じ、活動交付金（稲美町共通商品券）を交付します。

△ 受入施設

町から指定を受けた社会福祉法人等の介護施設など

△ 活動内容

受入施設や何らかの支援を必要とする人の自宅での活動
（施設利用者の話し相手、入浴後のドライヤーかけ等の補助、洗濯物の整理、清掃、草引きなど）

△ 登　　録

ボランティアとして活動を希望する人は、事前に稲美町社会福祉協議会で登録が必要です。

△ ポイント

ボランティア活動１時間につき１ポイントを付与します。１日２ポイント、年間 50 ポイントが上限です。

△ 活動交付金

1 ポイントにつき１００円になります。活動交付金は、稲美町共通商品券により交付します。ただし5ポイントに満たないポイントは切り捨てとなります。

△ 問 合 先

稲美町社会福祉協議会（☎492-8668）
稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）

□ いなみ健康ポイント事業

「いなみ健康ポイント」を集めることによって、楽しみながら健康づくりや介護予防に取り組むことを目的としています。

△ 対 象 者

町内に住所がある４０歳以上の人

△ 事業内容

町が指定する健診・検診の受診、健康づくり事業への参加、日々の取組等に対してもらえる「いなみ健康ポイント」を集めると、集めたポイント数に応じた稲美町共通商品券と交換できます。

健診・検診のほか、いきいき広場、いきいきサロン、もの忘れ健診などもポイントの対象になります。

△ 問 合 先

健康推進係（☎492-9138）

見本

☆いなみ健康ポイントとは？ 対象事業は 健康ポイント対象 が目印です。

町が指定する健診・検診、健康づくりに関係する事業への参加、日々の取組に対してもらえるポイントを集めると、稲美町共通商品券に交換できます。楽しみながら健康づくりに取り組みましょう！

☆ポイント交換

取得したポイント数に応じて稲美町共通商品券に交換できます。

5～ 9ポイント＝ 500円分	20～24ポイント＝2,000円分
10～14ポイント＝1,000円分	25～29ポイント＝2,500円分
15～19ポイント＝1,500円分	30ポイント以上 ＝3,000円分

※5ポイントに満たないポイントは交換できません。

☆ポイント交換申出期間

令和6年3月1日（金）から3月29日（金）まで
【必要なもの】いなみ健康ポイントカード、本人確認書類
※代理人申請（同一住所の人）の場合、代理人の本人確認書類が必要
（詳しくは広報いなみやホームページなどでお知らせします。）

※注意事項

- ポイント交換は、１人１回限りです。
- ポイントは、第三者に譲渡することはできません。
- ポイントは、次の年度に繰り越すことはできません。
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料に滞納がある場合、ポイントを稲美町共通商品券に交換することができません。
- ポイントカードを紛失した場合、カードの再発行はできますが、紛失前に取得したポイントは無効になります。

お問い合わせ先
稲美町 健康福祉課 健康推進係
〒675-1115
兵庫県加古郡稲美町国岡１丁目１番地
TEL 079-492-9138 FAX 079-492-8030

令和５年度

いなみ健康ポイントカード

健康ポイントを貯めて
健康づくり！！

稲美町イメージキャラクター「いなっち」

ふりがな 氏 名	
住 所	稲美町
電話番号	
生年月日	年 月 日生（ 歳） ※対象者：昭和５９年３月３１日以前に生まれた方

Ⅵ　保健サービス

□ 訪問指導・健康相談

介助やリハビリの方法が分からず困っておられるご家庭に理学療法士、歯科衛生士、栄養士、保健師が訪問して相談に応じます。

△ 内　　容

介助やリハビリ、家屋の改造についてのアドバイス等

△ 問 合 先

稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）

健康推進係（☎492-9138）

□ 高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種助成

高齢者が予防接種を受ける際に支払う接種費用を助成します。

△ 対 象 者

〇インフルエンザ　・・・・・・・・・・65 歳以上の高齢者等

〇肺炎球菌　・・・・・・・対象年齢はお問い合わせください

△ 接種費用

〇インフルエンザ　・・　1,500 円

（接種費用の総額約 5,000 円のうち、町が差額を負担します。）

〇肺炎球菌　・・・・・　4,000 円

（接種費用の総額約 8,000 円のうち、町が差額を負担します。）

※生活保護法による被保護世帯または町民税非課税世帯に属する人は、下記の①又は②の確認書類を接種時に協力医療機関に提出すると無料になります。

①稲美町介護保険料額決定通知書（介護保険料区分が 1～3 段階の人）

※6 月までは令和 4 年度、7 月以降は令和 5 年度のもの

②助成券（必ず接種前に申請してください）

△ 問 合 先

健康推進係（☎492-9138）

Ⅶ　認知症支援サービス

□ 認知症相談窓口

「これって認知症？」から認知症の人の介護まで様々な不安や疑問のご相談に応じます。認知症になった場合も、関わり方の工夫次第で症状が大きく変わります。たとえ認知症になっても笑顔で生活するにはどうしたらよいかを含めて、予防や介護のコツ等について一緒に考えます。

△ 相談場所

①稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）
②在宅介護支援センター稲美苑（☎492-7602）
③居宅介護支援事業所　こぶし（☎492-8779）

□ もの忘れ健診

認知症の疑いのある人を早期発見し、早期受診を促すとともに、早期からの支援を行うことで重度化を予防します。

△ 対 象 者

65 歳以上の人

△ 内　　容

短時間（5 分程度）の問診

△ 場　　所

巡回セット健診会場等
稲美町地域包括支援センター（事前にご連絡ください）

△ 費　　用

無料

△ 問 合 先

稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）

□ 認知症高齢者等ＳＯＳネットワーク

行方不明時の早期発見のため、氏名・生年月日・住所などの情報を事前登録し、日頃の見守り体制を構築します。

△ 対 象 者

行方不明になるおそれのある認知症の人で、65 歳以上の高齢者

△ 事業内容

行方不明になるおそれのある高齢者等について、家族等から事前に情報を登録しておき、日常的な見守り体制について相談します。

読み取ると地域包括支援センターなどの連絡先を表示する QR コードシールを配布しますので、対象者の衣服などに貼り付けてください。

△ 問 合 先

稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）

□ 認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症の人が日常生活における偶然の事故等により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことなどによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償します。

△ 対 象 者

町内に住所があり、在宅で生活している人で、下記の①又は②にあてはまり、かつ介護保険等における施設サービスなどを利用していない人

①稲美町認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業に登録のある人

②日常生活に支障をきたすような認知症状態等があり、外出が可能な人

※加入用件を満たしているかご不明の場合は、地域包括支援センターにご相談ください。

△ 内　　容

保険料は町が負担しますので、自己負担はありません。

保険金額上限は３億円です。

△ 問 合 先

稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）

□ 東播認知症教室

医師、薬剤師、介護支援専門員等の専門職の講義等により、認知症の知識や対応法などをわかりやすく学ぶ教室です。

△ 対 象 者

①認知症（疑い含む）と診断されたご本人またはご家族

②認知症の知識や対応方法等に関心のある人

△ 問 合 先

稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）

□ 徘徊高齢者家族支援サービス

高齢者が徘徊した場合に、GPS 端末等を使って早期に発見できる仕組みを利用して、その居場所を家族に伝え、事故の防止を図ります。

△ 対 象 者

町民税非課税世帯の在宅で徘徊行動のある認知症高齢者（介護保険の認定を受けた 40 歳から 64 歳までの人を含む）を介護している町民税非課税世帯の家族

△ 利 用 料

○基本料金

○バッテリー交換代金

○利用した場合に発生する位置情報検索料、現場急行料等

※初期導入費用は、町が負担します。

△ 問 合 先

高齢福祉係（☎492-9137）

□ 成年後見制度

認知症等により判断能力が十分でない高齢者等の財産や権利を守り、法律的に支援する制度です。成年後見制度には、次のような区分があります。

△ 法定後見

区分	本人の判断能力	援助者の種類	内容
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人	・家庭裁判所が援助者を選定し、その援助者が本人に代わって様々な判断をしながら本人の利益や権利を守ります。 ・監督人を選任することがあります。
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人	
補助	判断能力が不十分な方	補助人	

△ 任意後見

区分	本人の判断能力	援護者の種類	内容
任意後見	あらかじめ任意後見契約を結んでおき、本人の判断能力が低下した場合	任意後見人	・本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助します。 ・家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。

△ 成年後見制度利用支援

成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、申立てをする親族がいない場合や、申立てをする費用及び後見人の報酬の負担ができない人を支援する制度です。

△ 問 合 先

神戸家庭裁判所姫路支部（☎079-281-2079）

〒670-0947　　姫路市北条１丁目 250 番地

（本人の生活拠点を管轄する家庭裁判所にて手続きをします）

稲美町地域包括支援センター（☎492-9150）

地域福祉課　障がい福祉係（☎492-9136）

高齢福祉係（☎492-9137）